

平成23年度監査計画

(平成23年7月15日決定)

千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成23年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

平成23年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の視点に立った監査を行うため、次の方針に基づき実施する。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当たっては、外部監査及び行政監査の結果に留意するとともに、監査対象機関において内部けん制体制が十分機能しているか検証する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく必要な改善措置が適切に講じられているか把握、確認する。
- (4) 監査結果等の情報を分かりやすく公表する。

2 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成23年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業（地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。）について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成23年度は、普通会計及び公営企業会計それぞれ課題となっている次の事項（重点監査事項）に重点を置いて実施する。

(ア) 普通会計

①適正な経理処理の徹底・浸透について

・需用費等の執行について

需用費について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。さらに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

・内部けん制体制について

内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかなどについて検証する。

②収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付に係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

③公共事業の執行について

公共事業の予算執行が適正に行われているか、工事の工程管理を適正に行うなどにより繰越額の縮減に努めているか、また、予算の繰越をする場合の手続は適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

①適正な経理処理の徹底・浸透について

・備消耗品費等の執行について

備消耗品費等について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。さらに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

・内部けん制体制について

内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかなどについて検証する。

②契約事務について

工事及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているかを確認する。

③工事の執行について

工事の予算執行が適正に行われているか、工程管理を適正に行うなどにより繰越額の縮減に努めているか、また、予算の繰越をする場合の手続は適正に行われているかを確認する。

ウ 監査対象機関は、平成23年4月1日現在の482機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機関数	監 査 計 画 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	100	100	—	100
	出先機関	340	153	187	340
	計	440	253	187	440
公 営 企 業 会 計	本 庁	16	16	—	16
	出先機関	26	19	7	26
	計	42	35	7	42
合 計	本 庁	116	116	—	116
	出先機関	366	172	194	366
	計	482	288	194	482

(注1) 本庁各課(局・室)の監査は、委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、委員全員により実施する。

(2) 随時監査

ア 出先機関について、物品購入等の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかを主眼として、実地により随時監査を実施する。

イ 監査対象機関は、平成23年度に書面監査による定期監査を予定している機関(194機関)のうち、平成21年度会計監査以降実地による監査が行われていない43機関とし、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

また、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

表2 実地監査計画

	監査対象 機関数	実地監査計画機関数		
		定期監査	随時監査	計
普 通 会 計	440	253	43	296
公 営 企 業 会 計	42	35	0	35
計	482	288	43	331

(3) 行政監査

ア 県の事務事業の執行について、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施し、事務事業の改善に資するよう意見や提案を積極的に述べる。

イ 監査テーマ及び実施方法等

(ア) 監査テーマ

「試験研究機関における高額機器の導入及び活用状況等について」

(イ) 監査の目的

試験研究機関の備品は高額なものが多いことから、その購入方法、管理方法、利用状況や機器の更新計画等について調査し、有効に活用されているか、管理が適切に行われているか、今後の機器購入（更新）計画は妥当かなどについて検証するとともに、併せて、試験研究機関における研究活動が効果的・効率的に行われているかなどについて監査する。

(ウ) 監査対象機関

衛生研究所、環境研究センター、産業支援技術研究所、農業総合研究センター、畜産総合研究センター、水産総合研究センター、がんセンター

(エ) 監査の方法

職員調査を実施した後、書面監査を実施する。

ウ イに定めるもののほか、監査委員が必要と認めるときは行政監査を実施する。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 平成22年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、消耗品費等による物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、その他の支出科目についても予算執行が適正に行われているかを確認するとともに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。また、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるか確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ① 県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資法人
- ② 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③ 県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④ 県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表3のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表3 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	36	18	6	24
私立高等学校	22	2	6	8
その他の援助 (補助) 団体	15	4	0	4
指定管理者	14	4	0	4
計	87	28	12	40

(注) 実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は委員全員により実施する。

(5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び37基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、2月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

平成23年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成23年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

- ア 平成23年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているか把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

4 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 24 年 8 月
		公営企業会計	平成 24 年 7 月
	出先機関		平成 23 年 10 月～平成 24 年 7 月
随時監査		平成 23 年 12 月	平成 24 年 2 月
財政的援助団体等監査		平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月	平成 23 年 12 月、 平成 24 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月
	公営企業会計	平成 24 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、 月間の監査計画で定める日	平成 23 年 12 月、 平成 24 年 2 月・6 月・9 月

(注 1) 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

(注 2) 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

5 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

6 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

7 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。